

令和6年5月1日

高効率空調設備を導入する場合の省CO₂効果の算定方法について

荒尾市環境保全課ゼロカーボン推進室

本補助事業における、事業所用高効率空調設備の導入に当たっては、国の重点対策加速化事業実施要領等により、「…従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの」と定められています。これについて、設備導入に際しての省CO₂効果の算定方法について、以下のとおりまとめましたので、参考としてください。

1 既存設備の代替として設備を導入する場合

既存設備と新規に設置する設備との、それぞれの電力消費量・CO₂排出量を比較し、30%以上の省CO₂効果があることを確認してください。算定については、環境省の「算定支援ファイル（電気式ヒートポンプ空調）」や、機器規格が家庭用の場合は、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」などをお使いください。

2 新規に設備を導入する場合

新規導入設備の省CO₂効果は、ベースラインとなる従来設備（2006年度モデル）との比較によって、算定します。設置する設備の規格に応じて、以下に例示する手法等により、算定してください。なお、比較対象とする設備の空調能力（定格能力）は、同じとなるようにしてください。

（1）導入する設備の規格が業務用の場合

環境省の「算定支援ファイル（電気式ヒートポンプ空調）」に必要事項（消費電力量・COP等）を入力し、算出された省CO₂効果が30%以上となることを確認してください（※ベースライン設備のCOPは、算定ファイル上で設定済みのため、入力不要です）。

（2）導入する設備の規格が家庭用の場合

新規導入設備のAPF（通年エネルギー消費効率）が、2006年度モデルの平均値（4.5）と比較し、30%以上向上していること。

上記に限らず、省CO₂効果が30%以上となることが確認できる場合は、補助対象となりますので、ご相談ください。

その他、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください